

〔古事記上〕此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神、以伊都久神也。

〔古事記傳〕祖神は意夜賀微と訓べし、凡て上代は父母に限らず、幾世にても遠祖までを通過して、皆た、意夜と云り、其證は古書にあまた見ゆ、父母は其意夜の中の一せなるが、有が中に母のみの稱の如くなれりしなり、故古書には祖字を意夜と訓て、親のことにも用ひたり、意夜後世のならひを以て古な疑ひなり、書紀には遠祖上祖本祖始祖など書て、登富都意夜と訓て、意夜當連などは、事を分けて云とき、書紀には遠祖上祖本祖始祖など書て、登富都意夜と訓稱にて、すべては何れもみな意夜なり、此記には、何れも祖とのみありて、遠祖り、是も古稱にて、万葉八にも遠都神祖トホツカムヤなどあり、されど此記には、何れも祖とのみありて、遠祖など書ること一も無れば、た、意夜と訓例なり、されば上代には、某姓の本祖と云をも、た、祖とぞ云けん、又子と云も己が生るに限ず、子々孫々までかけて云稱なり。

〔伊呂波字類抄〕宗ソツ、祖ソ、主ソ也。

〔令義解九〕凡三位以上、及別祖、氏宗、謂別祖者、別族之始祖也、氏宗者、氏中之宗長、即繼嗣令聽勅定是也。

〔日本書紀〕大化二年八月癸酉、詔曰、略、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割。

〔新撰姓氏錄序〕本其元生則有三體、跡其群分則有三例、略、古記、本系並錄而載、或載古記而漏本系、

或載本系漏古記、書曰、同祖之後、宗氏古記雖云遺漏、而立祖不繆、但事涉狐疑、書曰、之後、所以辨遠近、

示親疎、是爲三例也。

〔古史徵〕一夏開題記、新撰姓氏錄の論、略、中

此は上にも引る、路真人出自諡敏達皇子難波王也とある次に、守山真人同祖難波王之後也とある類をいへり、其は同祖と云は、上に論へる如く、體なるかた、之後と云は、下に辨ふ如く、狐疑に渉るを云例なればなり。此は守山真人の祖は敏達天皇なることは、古記本系並に記し載せて、體なれど、宗を難波王と爲たるは、古記にまれ本系にまれ、一方に見えて、一方には漏たる故に、疑なきにしも非ざれば、かく録されたるなり、中